

厚生労働省
群馬労働局発表
令和6年6月28日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 穂積 常之
地方労働衛生専門官 鈴木 淳
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中 ～7月は「重点取組期間」です～

群馬労働局（局長 うえのやすひろ 上野康博）では、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施中です。

1 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」とは？

厚生労働省では、毎年、労働災害防止団体や関係省庁と連携し、職場における熱中症予防対策について周知・啓発を行う活動を「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」として実施しています。（資料1参照）

全国でも有数の暑さとなる群馬県においては、熱中症から命を守るために、職場における熱中症予防対策の徹底が特に重要となります。

本年は令和6年5月1日から9月30日までをキャンペーン期間とし、中でも暑さが厳しくなる7月を「重点取組期間」と位置づけて、群馬労働局として、熱中症予防対策の周知・啓発を積極的に実施していきます。

2 令和5年の熱中症による労働災害発生状況(令和6年3月末日現在(確定値))

令和5年における群馬労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害発生件数は、**14件**（令和4年より**1件増**）となりました。（資料2参照）

業種別で熱中症の発生が多いのは商業（14件中5件）ですが、幅広い業種で発生しています。

3 群馬労働局の取組

- （1）前橋地方合同庁舎や県内ハローワークのデジタルサイネージへの熱中症予防対策に係る啓発スライドの放映
- （2）群馬労働局オリジナルの熱中症注意喚起リーフレットを作成し、HPへの掲載、労働災害防止団体等への配布等の周知を実施（資料3参照）
- （3）企業への監督や指導の際に、WBGT（暑さ指数）の測定器を活用し、労働者が作業する場所におけるWBGT値の現状把握と、環境改善に向けた指導を実施

4 群馬労働局長(うえのやすひろ上野康博)からのメッセージ

職場での熱中症により、全国では毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

熱中症から命を守るため、日頃からの体調管理に加え、熱中症について正しく理解し、熱中症予防・対策に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 1 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- 2 職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）
- 3 「職場における熱中症を防ごう！」リーフレット（群馬労働局作成）

(参考) 厚生労働省ポータルサイト

「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

目次

CLICK

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

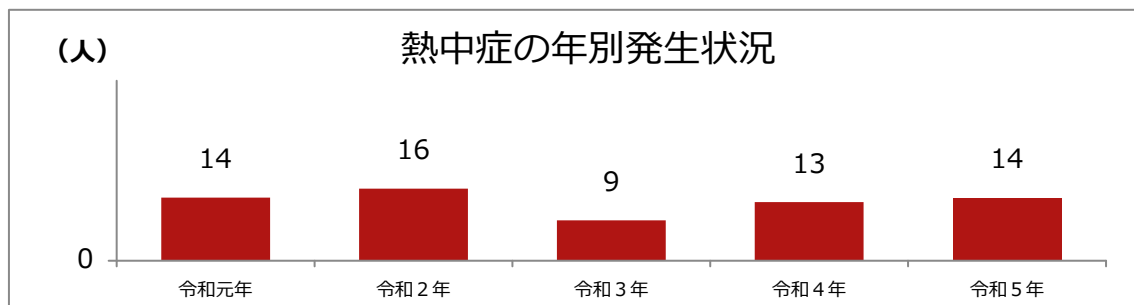
重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）

※いずれも休業4日以上労働者数（令和6年3月末確定値）

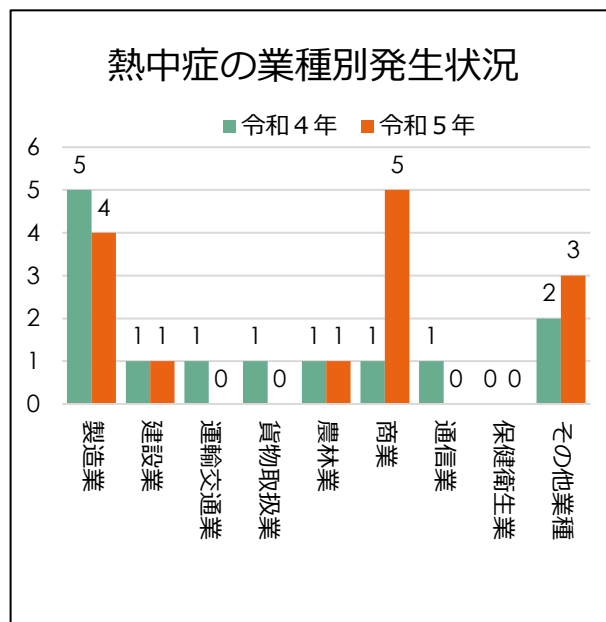
1. 発生状況の年別推移



令和5年の熱中症労働災害の発生件数は、前年より1件増の14件となりました。

2. 令和4年・令和5年の業種別発生状況

業種別	令和4年	令和5年	総計
製造業	5	4	9
建設業	1	1	2
運輸交通業	1		1
貨物取扱業	1		1
農林業	1	1	2
商業	1	5	6
通信業	1		1
保健衛生業			
その他業種	2	3	5
総計	13	14	27

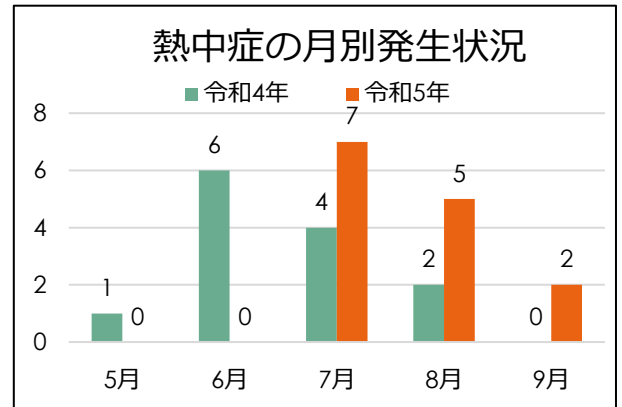


令和5年の熱中症による労働災害は、商業を中心に幅広い業種で発生しました。

熱中症は、炎天下の屋外だけでなく屋内でも多く発生しています。

3. 令和4年・令和5年の月別発生状況

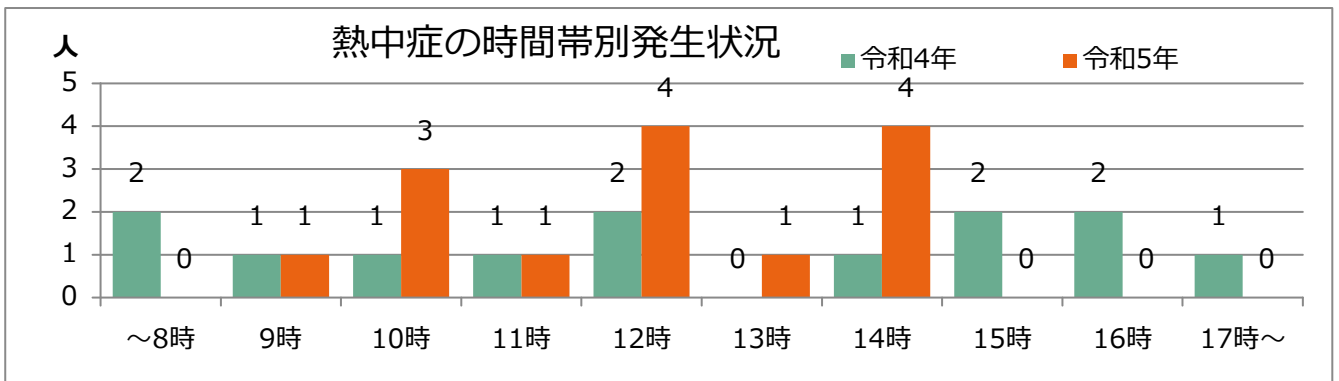
年別 月別	令和4年	令和5年	総計
5月	1		1
6月	6		6
7月	4	7	11
8月	2	5	7
9月		2	2
総計	13	14	27



令和5年の熱中症労働災害は、労働者の暑熱順化（体が暑さに慣れること）が未熟な7月の暑い日に多発しました。

4. 令和4年・令和5年の発生時間帯別発生状況

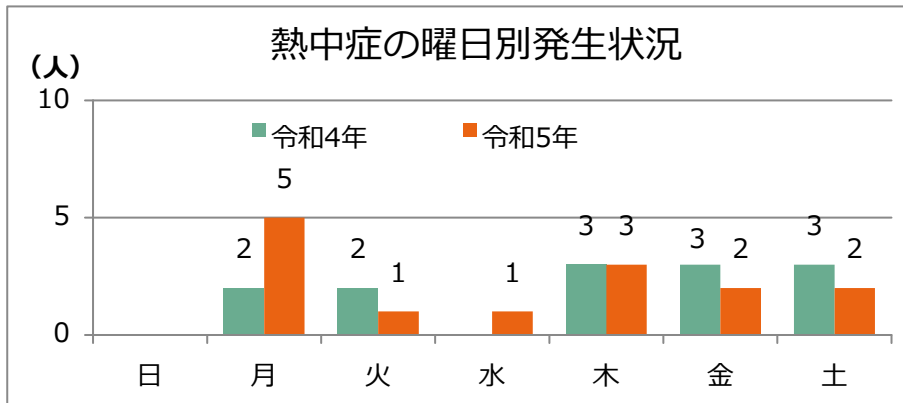
発生時間帯別	～8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台～
令和4年	2	1	1	1	2		1	2	2	1
令和5年	0	1	3	1	4	1	4			



令和4年、令和5年とも、時間帯を問わず広く熱中症災害が発生しています。

5. 令和4年・令和5年の曜日別発生状況

曜日別	日	月	火	水	木	金	土	総計
令和4年		2	2		3	3	3	13
令和5年		5	1	1	3	2	2	14



職場における

熱中症を防ごう!!

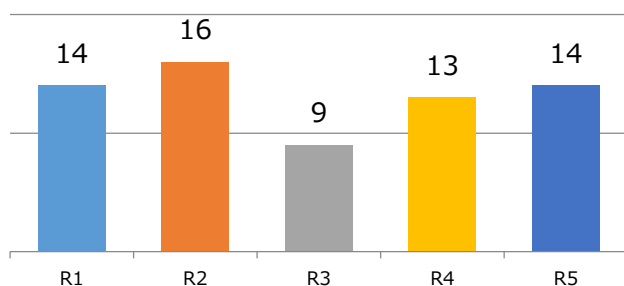


熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、運輸交通業、商業**で多く発生しています。

5月から9月に発生し、特に**7月、8月**で多く発生しています（令和元年から令和5年の合計値）。

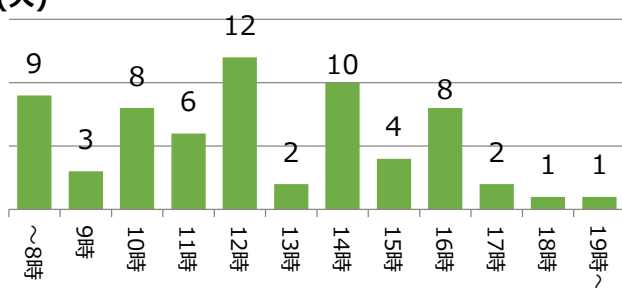
(人) 年別発生状況



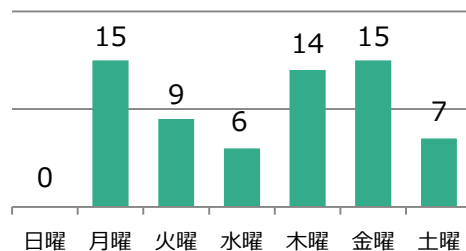
	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	1	3	7	11	1	23
建設業			1	3		4
運輸交通業			4	4	2	10
農林業		1	1	1		3
商業			3	6	1	10
保健衛生業		1				1
接客娯楽業				2		2
清掃と畜業			2	2		4
その他の事業	1	2		5	1	9
総計	2	7	18	34	5	66

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。

(人) 熱中症発生の時間帯(令和元年～令和5年)



(人) 熱中症発生の曜日別(令和元年～令和5年)



経験期間別	年代					総計
	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	
1年以内	5	3	7	10	3	28
1年超3年以内	1	2	1	3	5	12
3年超5年以内	2	1			1	4
5年超10年以内		2	2	3	1	8
10年超30年以内			1	2	7	10
30年超				1	3	4
総計	8	8	11	19	20	66

(資料：労働者死傷病報告（令和元年～令和5年）)

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している**熱中症警戒アラート**は、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょ



作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょ
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょ
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょ
- ・プレクーリングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょ

健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応を徹底しましょ
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょ

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょ

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょ

異常時の措置

- ・いったん作業を離れ、休憩しましょ
- ・症状に応じて救急隊を要請しましょ
- ・病院へ搬送されるまでは、一人きりにしてはいけません



夏の「マスク着用」による熱中症に注意しましょ！

マスクを着用しているときは、知らず知らずのうちに水分補給を疎かにしがちです。

また、暑い日は特に、通常よりも息苦しさを感じやすくなります。

感染症予防等でマスクを着用する際は、普段より意識的に水分を補給し、

適度に休憩をとるなど、積極的に熱中症予防対策を行いましょ。



「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

